平成２５年（フ）第１１６８号
堺市西区浜寺石津町西４丁29番２号、前住所堺市中区土師町５丁22番33―６号
破産者　和田　里美
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７４号
堺市堺区香ヶ丘町５丁２番26号
破産者　久田　尚孝
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７０９号
神戸市北区有野中町３丁目13番７―103号、開始決定時の住所神戸市北区八多町附物867番地の20
破産者　有馬　厚利
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９７号
兵庫県加古川市平岡町二俣651番地の２ジークレフ加古川東617号
破産者　長谷川光義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６１号
兵庫県加西市東笠原町217―３、開始決定時の住所兵庫県姫路市船津町5270番地61
破産者　杉原　　一
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７４号
兵庫県姫路市網干区北新在家101番地サニーハイツ新在家103号室、従前の住所兵庫県篠山市野中380番地１プラシード野中Ｂ202
破産者　ジョイランド篠山店こと　杉本　孝行
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５５１号
兵庫県神崎郡福崎町福田394番地２
破産者　老後　一義
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１２号
奈良市三条本町１番93―506号
破産者　白洋社ランドリーこと　中南　　透
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２０号
北九州市小倉南区葛原高松２丁目２番９号
破産者　柳　　正弘
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４５号
北九州市小倉南区下曽根新町４番１―1003号
破産者　小坂美友貴
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３６９号
岡山県倉敷市藤戸町天城1824番地５、開始決定時の住所佐賀県小城市三日月町久米1057―１、開始決定時の住民票上の住所佐賀県小城市小城町晴気905番地
破産者　江越　叔子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目３番17号　ハイツ香月103号、申立時の住所佐賀県佐賀市高木瀬西１丁目２番１号　グランドＭⅡ208
破産者　久野美知子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
福岡県春日市千歳町１丁目11番地２　エッグプラント春日205号
破産者　岡部　　博
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
大分県津久見市岩屋町10番６号
破産者　西田千恵子
1　決定年月日　平成26年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０５号
岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割189番地３
破産者　川村　英彦
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３１９号
茨城県水戸市常磐町２丁目13番11号　ベルラフォーレ101号、前住所茨城県鉾田市徳宿3075―28
破産者　中島　尚子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０５号
茨城県ひたちなか市津田東２丁目３番地３サンシャイン津田Ｂ棟202号
破産者　渡辺　大典
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４１４号
茨城県水戸市北見町３番47号
破産者　長沼　博史
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所